

生活困窮者を支援する NPO法人等の活動経費を補助します

令和 7 年度鳥栖市生活困窮者支援活動事業補助金 募集要項

◇ 対象となる団体

生活困窮者への支援を主たる活動としており、
鳥栖市生活自立支援センターと連携している、または今後連携する予定の団体

◇ 対象となる活動

市内に住む生活困窮者を対象とする支援活動のうち、物価高騰等の影響を受け、
支援ニーズの増大により事業量や活動経費の増加が認められる民間団体の支援活動
※本市その他の公的機関から、補助金、助成金、その他の支援を受けている事業は対象外です。

◇ 対象経費

人件費、消耗品費（支援物品含む）、光熱水費、印刷製本費、燃料費、通信費、送料・運搬費、
保険料、手数料、広告料、借上げ料、備品購入費です。

◇ 補助額

1 団体あたり上限 50 万円（補助率 10/10）
※対象事業が多数の場合は、予算の範囲内で補助します。

◇ 活動対象期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで

◇ 募集期間

令和 7 年 10 月 31 日（金）17 時まで

申請先（問い合わせ先）

〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地

鳥栖市役所 地域福祉課 生活支援係

☎ 0942-85-3551

鳥栖市生活自立支援センター（生活支援係内）

☎ 0942-85-8538

1.補助対象団体の要件

補助金を受けることができる団体は、NPO法人や社会福祉法人、公益法人、その他市長が適当と認める団体で、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 鳥栖市内での生活困窮者への支援を主たる活動としており、これまでに活動実績があること
- ② 鳥栖市生活自立支援センターと連携が図られている、または今後連携する予定の団体であること
- ③ これまでに本補助金を受けたことがない団体であること
(ただし、応募団体数が少なく予算に余裕が生じた場合はこの限りではない。)
- ④ 活動内容が公序良俗に反していない団体であること
- ⑤ 市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していないこと
- ⑥ 役員等が暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者でないこと
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと

※令和7年度から、要件を一部変更しました。

2.補助対象事業

鳥栖市内に居住する生活困窮者に対する支援活動のうち、物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの増大による事業量や活動経費の増加が認められる場合であって、鳥栖市生活困窮者支援活動事業補助金交付団体選考委員会に於いて必要性が認められた支援活動事業とし、以下の要件のいずれにも該当しないもの

- ① 国、佐賀県、鳥栖市、その他の機関から類似の補助金等(本補助金を除く)を受けて実施する事業
- ② 営利を目的とし、または特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を利する事業
- ③ その他市長が適当でないとする事業

※令和7年度から、補助対象事業に非該当となる要件を一部変更しました。

○補助の必要性については、「鳥栖市生活困窮者支援活動事業補助金交付団体選考委員会」において、主に次の点を総合的に評価・審査し選考します。

- ・生活困窮者支援に係る活動内容と実績
- ・提案内容の公益性、先駆性及び実現可能性
- ・鳥栖市及び鳥栖市生活自立支援センターとの連携実績
- ・関係団体との連携や協働の実績及び今後の期待

3.補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の経費を補助対象とします。

- ・人件費
- ・消耗品費(支援物品購入費含む)、光熱水費、印刷製本費、燃料費
- ・通信費、生活困窮者に物品を届ける送料・運搬経費、保険料、手数料、広告料
- ・居場所づくり等に必要な借り上げ料
- ・備品購入費(1件30万円未満のものに限る。)

※令和7年度から、対象経費を一部変更しました。

4.補助対象期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日まで

5.補助金額

1団体あたり上限50万円(補助対象経費の10/10)